

論文賞に関する規程

制 定：2026年 3月 22日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この規程を定める。

第2条 本会は、論文賞を設ける。論文賞は、審査を行う前年度（以下、「当該年度」という。）の本会学会誌『心理臨床学研究』1号から6号及び“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”に掲載された論文の内、心理臨床学にとって最も優れた論文を選出し、その筆頭著者に贈る。

第3条 論文賞は、「心理臨床学にとって優れた」という観念そのものが時代によって変動していくものであることを踏まえた賞とする。具体的には、選出された審査委員が、それぞれの心理臨床学観に照らして、論文としての質の審査と議論を行う。そのような討議的プロセスを通じて、「優れた論文とは何か」「心理臨床学とは何か」を年度ごとに創出していく。このプロセスそのものが学問的作業となるため、その是非については選評を広く学会誌に公開することによって、その後の学問的討議の対象としていくような創造的な賞とする。

第4条 当分の間論文賞は、一件につき10万円を、副賞として添え、これを贈る。前記の副賞の額は、源泉税徴収後の額とする。

2 論文賞受賞者は、受賞した年度の次の年度に開催される本会年次大会において講演を行う。

第5条 論文賞の審査のための審査委員会を本会に設ける。

2 審査委員会は、以下の①～④の合計6名によって組織するものとし、業務執行理事会の議を経て、理事長が委嘱する。当該年度の本会学会誌『心理臨床学研究』1号から6号及び“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”に掲載された論文の著者、もしくは投稿中の者は審査委員となることはできない。なお、③と④は、業務執行理事あるいは理事であっても可とする。

①業務執行理事の中から互選により選出された2名

②理事の互選により業務執行理事を除く理事の中から選出された2名

③奨励賞受賞者1名。なお、奨励賞受賞者は前年の受賞者とする。奨励賞受賞者が複数いる場合は、業務執行理事会が1名を推薦する。前年の受賞者がやむを得ない理由で辞退した場合または前年の受賞者がいなかった場合には、業務執行理事会が過去5年の奨励賞受賞者の中から推薦する。

④学会誌編集委員会または研究推進事業委員会の委員かつ本会社員1名。

3 審査委員の任期は1年とし、いずれも再任（連続した任期での就任）は認めない。

4 審査委員長は6名の審査委員の互選によって選出する。但し、必要により前項①の業務執行理事のいずれかを審査委員長とすることができるものとする。

5 審査委員会は、表彰者を内定し、所定の書式によりこれを理事長に報告する。

6 理事長は、審査委員長の報告内容を10月から11月に開催される業務執行理事会及び理事会に諮問し、その承認を得て、表彰者を決定し、定時社員総会で報告する。

第6条 論文賞選定の手順は以下による。

(1) 審査委員は、審査委員会開催までに、当該年度の『心理臨床学研究』1号から6号及び“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”に掲載された全ての種類の全ての論文を読み、上限2本を審査委員会に推薦する。推薦対象なしとの判断も可とする。

(2) 審査委員会を開催し、推薦された論文をめぐって議論を尽くし、1本の論文を選出する。あるいは、対象なしとの判断を下す。

(3) 審査委員会は5名以上が出席する会議により審査する。

(4) 内定者の決定は、審査委員会出席者全員の一致をもって決する。

(5) 審査委員長は、審査対象となった論文の本数、審査委員から推薦された論文の本数、当該年度の心理臨床学の本質、論文賞の受賞理由等の選考プロセスを、委員長を除く全委員はそれぞれに選評（受賞の見解）を、文章にまとめ学会誌に掲載する。このプロセスを通じて、「心理臨床学とは何か」に関する思索を示す。なお、次点を示すか否かは委員会が決する。

第7条 委員会の審議内容は、前条に定めた文章化を除き、他に口外してはならない。

第8条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は 2026 年 3 月 22 日より発効する。
- 2 論文賞は、2026 年度（心理臨床学研究第 44 巻）より贈呈する。
- 3 この規程は、3 回目（2028 年度）の論文賞選出まで適用する。ただし、論文賞を 2 回発表した時点で見直しを行い、4 回目以降の論文賞は見直し後の規程により選出する。